

令和7年度事業計画

重点事業方針

1 大規模災害を考慮したデジタル化の推進と災害歯科保健医療体制の確立

今後も事業の効率的な運用を図るために、Webを活用した事業の遂行を引き続き積極的に進めます。

ICT化に関しては、市郡・地区歯科医師会においてもかなり普及してきました。

今後は、大規模災害などのリスクに対応したICTの積極的な活用に取り組みます。

特に、災害歯科保健においては、市郡・地区歯科医師会、関連団体との連携を具体化していきます。

2 歯科衛生士・歯科技工士の確保に対する復職支援と離職防止の強化

政府プロジェクトチームによる「国民皆歯科健診事業」に関する具体的な検討が進展しており、医療や介護の分野で歯科保健の重要性が認識されつつあります。しかし、歯科保健の担い手である歯科衛生士・歯科技工士の確保は、いまだ困難な状況にあります。この課題に対応するため、復職支援や離職防止の対策を引き続き推進します。

3 歯科医療連携室の啓発及び多職種との連携強化

歯科医療連携室の存在と機能について、関係職種、地域包括支援センター、歯科医療推進室等に十分に認知されていない部分もあるため、更なる周知を徹底し、連携を強化する取り組みを進めます。

4 市郡・地区歯科医師会と連携した、全県下の小中学校でのフッ化物洗口の実施

フッ化物洗口の普及事業を切れ目なく推進するため、市郡・地区歯科医師会との連携を強化します。

5 事業承継問題に対する検討

歯科医療機関の事業承継については、歯科医療提供体制への影響から近年、特に注目されています。県民への歯科医療提供が滞ることがないように、本会の支援策を検討します。

6 口腔保健センター事業の充実化

口腔保健センターの人材確保と事業の新たな方向性を確立し、口腔保健センター事業の充実化に対応します。

7 女性歯科医師等活躍推進について検討

「国民皆歯科健診事業」が本格的に実施された際、多くの県民が受診することが想定されますが、現在、各市町村での健診事業においても歯科医師の派遣は困難になりつつあります。

健診の質及び人材確保のために、現在、臨床現場に携わっていない女性歯科医師等に対する研修、資格付与などを検討します。

1. 公衆衛生向上推進事業

口腔保健の向上が全身の健康づくりに重要な役割を果たしていることは、多くの分野で認識されている。県民の健康増進と健康寿命の延伸に貢献するため、行政及び地域住民の組織・団体との協働を図りながら、各ライフステージを対象に、地域に根ざした口腔保健活動の推進に幅広く取り組む。更に超高齢化の状況に対応し、医療介護をはじめとした関連職種と連携しながら、在宅歯科診療及び口腔ケア・介護予防の普及と推進を行う。また、地域の高次歯科医療提供体制を確立するために病院歯科及び医科との連携にも取り組み、地域歯科医療提供体制の確立に寄与し、公衆衛生向上の推進を行う事業をする。

(1) ライフステージ歯科保健推進事業

妊産婦から乳幼児、児童、生徒、成人、高齢者、在宅介護者にいたるまで、すべてのライフステージでの健全な口腔衛生及び口腔機能の維持増進のため、健診事業、むし歯及び歯周病の予防事業、広報事業、啓発事業を展開する。

1 妊産婦健診、パートナー健診の普及啓発

妊産婦期の健全な口腔衛生の保持及び胎児の健全な発育を目的とし、産科医療機関との連携や妊産婦及びそのパートナーの定期的歯科受診の勧奨を推進する事業

2 乳幼児のむし歯予防、口腔機能の健全発育

乳幼児期のむし歯予防、口腔機能の健全な発育を目的とする事業

3 ライフステージごとの歯科健診推進

成人期の歯周病予防、口腔がん等の口腔疾患の知識啓発、特に糖尿病などの生活習慣病との関連について正しい知識の普及啓発を行うことを目的とする事業

4 県後期高齢者医療口腔健診事業業務委託

後期高齢者に対し、嚥下機能及び歯科口腔疾患の健診を行い健康寿命の延伸を図る事業

5 研修会及び歯科医師派遣

自治体・各種団体が実施するイベント等へ歯科医師を派遣し、健診とともに、歯科口腔保健の啓発と広報活動を行い、県民の健康増進と福祉に貢献する事業

6 歯科口腔保健事業実施状況の情報提供

歯科口腔保健事業の実施状況を把握し、歯科口腔保健の現況と今後の有効な事業展開を図る事業

7 歯科保健表彰

8 8020運動推進関連事業

市郡歯科医師会を対象に歯科保健の向上を目的とした事業を募集し、その中から適すると認めた事業に助成を行う。

9 潜在歯科医師確保対策事業（仮）

各種健診事業等に従事する歯科医師を確保するため、臨床現場に携わっていない女性歯科医師等を中心とした潜在歯科医師の活用について検討し、必要に応じて研修等を行う。

(2) 学校歯科推進事業

学童期のむし歯・歯周病予防、口腔機能の健全な発育、正しい食生活の獲得による心身の発達を目指す事業

1 学校歯科保健活性化推進

フッ化物の適切な利用法（フッ化物配合歯磨剤の使用やフッ化物洗口の推進）や口腔清

掃法、適切な食生活の指導などの正しい知識の普及啓発を、図画・ポスター及び標語などのコンクールを通して子供たちの歯科保健に関する知識の向上を図る。同時に子供たちの「歯・口の健康づくり」「食育」を支援すると共に、学校歯科医の資質の向上と歯科保健活動の充実を図る事業

2 研修会及び歯科医師派遣

学校歯科医の資質の向上を目指すと共に、歯科医師の学校歯科保健に対する理解を深め広く学校歯科保健指導に生かすための研修会を開催する。また、各地域における児童生徒の健康増進及び安全に関する大会及びに学術集会等の講演を行うことにより、県民の健康と福祉の増進に寄与する事業

3 学校歯科関連の情報提供

4 校医・園医の実態調査

(3) 医療連携・在宅歯科推進事業

高齢期の生活の質や日常の生活動作の維持・向上(食事を美味しく食べることができる等)、口腔機能の向上(誤嚥性肺炎等と低栄養の予防)を目的とする事業

1 医療介護連携の推進

- ・在宅歯科医療連携体制整備事業を推進する
- ・行政と連携し鹿児島県介護予防マニュアルの普及・推進をする
- ・がん患者の医療連携を推進する
- ・歯科医療従事者への情報提供を推進する
- ・歯科医療連携室事業を推進する
- ・高齢者への口腔機能に関する周知

2 高齢者の口腔機能向上支援

- ・介護予防事業への参加及び市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施への支援
- ・口腔機能低下症への対応
- ・介護施設などの高齢者施設への口腔衛生管理の強化の支援

3 研修会及び講師(歯科医師)派遣

- ・高齢者口腔機能の向上のため、住民、介護関係者を対象とする研修会に講師を派遣する
- ・多職種における口腔ケアの研修事業と県内における医療・保健及び福祉の発展に関する大会、学術集会等の開催と協力を行う
- ・オーラルフレイルに対応する人材育成

(4) 歯科保健文化賞表彰事業

口腔保健の啓発と普及に貢献した本会会員以外の個人及び団体を表彰し、地域の口腔保健の向上に寄与する事業

1 歯科保健文化賞表彰

(5) スポーツ歯学推進事業

スポーツを通じた県民の健康づくりと地域の口腔保健に寄与するために、スポーツ歯学の知識と技術の研鑽の場を普及させる事業

- 1 スポーツ歯学を通した県民の健康づくりを推進
- 2 カスタムメイドマウスガードの普及活動
- 3 スポーツ歯科研修会

2. 歯科医療提供体制整備事業

県民に適切で安心・安全な歯科医療と歯科保健を提供するためには、地域医療を担う歯科医師等が常に最新の歯科医学の研鑽と技術の習得に努め、その知識・技術を高めることが重要である。本会では、関係機関・各種学会等と連携し、歯科医師及び歯科関連職が生涯にわたり研修できる場とデンタルスタッフを教育できる場を提供していく。

また、公的医療保険制度の下で、県民に健全な歯科医療を提供できる体制を推進するために、地域の歯科医療を担う保険医及び保険医療機関等を支援し、保険診療の実施にかかる正確で分かりやすい情報を提供する。また、行政を含む関係機関と連携を取り、歯科医学の根拠に基づいた質の高い歯科医療が提供できる環境整備に努める。

さらに、鹿児島県警察本部及び第十管区海上保安本部と連携することにより、災害・事故・犯罪における身元確認や減災に対する体制整備に協力する他、大規模災害時の医療救護体制の強化のため、行政及び地域の医師会、歯科医師会との連携体制を構築することと被災地域での歯科保健医療活動が迅速に行えるような環境整備を行う。

(1) 学術推進事業

エビデンスに基づいた医療・保健・福祉に関連する情報を、各種団体と連携共有して歯科医療関係者へ提供し、生涯研修の推進に寄与する。ひいては県民全体の健康と福祉の向上を図る事業

- 1 学会・研修会・学術講演会
- 2 学術教育に関する文献等資料の収集
- 3 関係団体との連携

(2) 社会保障・医療保険関連事業

高度化・専門化する医療・保健・福祉において、歯科医療関係者に医療保険・社会保障に関する研修と情報を提供することにより、県民の健康と福祉の向上を図る事業

- 1 社会保険研修会
- 2 適正な歯科保険診療の提供のための助言と支援

(3) 医療安全対策推進事業

安心・安全で良質な医療環境の整備及び適正な歯科医療を提供するために、歯科医師及び歯科医療従事者の技術の習得と知識の向上を図る事業

- 1 安心・安全・適正な医療環境の整備に関する研修会
- 2 医療相談関係

(4) 歯科医療関係者の人材育成事業

歯科関係職種の資質の向上により良質な医療の提供を図り県民の健康に寄与する事業

- 1 デンタルスタッフ教育講座

(5) 災害時の対策整備事業・身元確認協力推進事業

大規模災害、事故発生時における被災者や犯罪被害者等の身元確認の支援により社会に貢献することを目的とした事業。また、大規模災害時の医療救護体制の強化と行政及び地域の医師会、歯科医師会との連携体制づくりを行い、並びに被災地域での歯科保健医療活動を行うための環境整備を支援するための事業

- 1 大規模災害や犯罪捜査における身元確認協力推進
- 2 研修会
- 3 歯科医師派遣
- 4 大規模災害時医療救護班員の指定と被災者への医療支援
- 5 被災地域での歯科保健医療活動を行うための環境整備支援事業

3. 公衆衛生啓発推進事業

「鹿歯会報（ティースフル）」を頒布する他、本会ホームページ等での情報配信やマスメディアも有効活用して、医療・歯科口腔保健に関する情報を広く県民に提供する事業

(1) 機関紙頒布事業

「鹿歯会報（ティースフル）」の発行を通して歯科医師及び歯科関係団体、公的機関、各種広報媒体、高等学校等に、広く本会の活動並びに歯科保健事業の情報を提供する事業

- 1 鹿歯会報（ティースフル）の発行

(2) 公衆衛生情報発信事業

本会ホームページ等で県民への口腔保健の普及、啓発を図るとともに、県下医療機関情報や休日急患診療及び地域における障害者（児）歯科診療などの利用可能な歯科医療サービスの情報を提供する事業

- 1 ホームページ（住民サイト）の運営

(3) 公衆衛生啓発事業

県民への口腔保健の普及向上のため、各種広報媒体を有効に活用して広く県民に情報提供を行う事業

- 1 歯科保健事業の情報提供事業
- 2 歯の感謝祭行事
- 3 報道機関との連携

4. 行政及び関連団体との連携と協力等の事業

行政・教育機関・研究機関、歯科関係団体との相互協力や情報交換など、地域医療に関する緊密な連携により地域歯科医療に関する事業の展開を検討、協議し県民の地域医療と口腔保健の増進を図る事業

(1) - 1 関連団体との連携交流に関する事業

- (1) - 2 行政・教育庁との協議に関する事業
- (1) - 3 歯科関係団体との協議・支援
- (1) - 4 行政及び歯科関係団体との連携と協力等に関する事業
- (2) - 1 行政機関等の各種委員会へ歯科医師派遣

5. 口腔保健センター事業

口腔保健センターは、休日等急患歯科診療及び地域における障害者（児）歯科医療の二次医療機関として、その機能を担っている。また、一次歯科医療機関の機能を補完し、公益の増進に寄与する事業

- (1) - 1 休日等の急患に対応する歯科医療の提供
- (1) - 2 障害者（児）等に対する歯科医療の提供
- (1) - 3 研修会及び歯科医師、歯科衛生士の派遣
- (1) - 4 研修歯科医育成及び研修
- (1) - 5 行政事業の協力
- (1) - 6 災害時の対策整備事業・身元確認協力推進事業への協力

6. 巡回診療車事業

巡回診療車による地域の障害者（児）及び離島、へき地における歯科診療と口腔保健の提供により、歯科医療保健の格差の解消を図り、公益の増進に寄与する事業

- (1) - 1 離島、へき地に対する歯科医療の提供
- (1) - 2 障害者（児）等に対する歯科医療の提供
- (1) - 3 研修会及び歯科医師、歯科衛生士の派遣
- (1) - 4 研修歯科医育成及び研修

7. 歯科衛生士、歯科技工士養成事業

県民への良質な歯科医療の提供と口腔保健の向上により、地域社会の医療・保健・福祉に貢献するため、高度化・専門化する歯科医療技術と歯科口腔保健の知識に対応した歯科衛生士及び歯科技工士を養成する事業。また、地域的、経済的な格差が障壁となる学生に対し、学費の減額や奨学金の制度を設け、格差の解消に寄与する事業

- (1) - 1 地域的、経済的格差解消を伴う学生募集
- (1) - 2 歯科衛生士の養成事業
- (1) - 3 歯科技工士の養成事業
- (1) - 4 歯科保健指導、啓発活動に関する事業
- (1) - 5 指定校推薦制度、出水市、鹿屋市、奄美市での入学試験及びAO入学試験の実施

8. 収益事業

- (1) 会館賃貸事業

9. その他事業

- (1) 会員事業

- (2) 福祉共済事業